

# 第88回

## 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）  
午後2時（受付開始：午後1時）

場所

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台  
4階「千代」

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件

### ご案内

#### お土産の廃止について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

#### 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

### 目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、東京証券取引所の株式市場再編に伴い、4月より「プライム市場」に移行し、さらなる発展を図るため、新中期経営計画を策定いたしました。

当社第88回定時株主総会を2022年6月29日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第88期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 **池田 悦哉**



(証券コード 4093)  
2022年6月3日

株 主 各 位

宮城県多賀城市栄二丁目3番32号  
**東邦アセチレン株式会社**  
代表取締役社長 池 田 悦 哉

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日（火曜日）午後4時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日） 午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代
3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第88期 （自 2021年4月1日） 事業報告の内容、連結計算書類の内容  
（至 2022年3月31日） 並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期 （自 2021年4月1日） 計算書類の内容報告の件  
（至 2022年3月31日）

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、感染予防の観点から、可能な限り郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。当日ご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、運営スタッフのマスク着用、株主様におけるアルコール消毒液噴霧のためのお声がけ等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### [お知らせ]

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表


なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査対象の一部となっております。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト <http://www.toho-ace.co.jp>

## 議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使	書面による議決権行使	インターネットによる 議決権行使
<p><b>株主総会開催日時</b> 2022年6月29日（水曜日） 午後2時</p>  <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第88回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。</p>	<p><b>議決権行使期限</b> 2022年6月28日（火曜日） 午後4時到着分まで</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。</p>	<p><b>議決権行使期限</b> 2022年6月28日（火曜日） 午後4時受付分まで</p>  <p>パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から<b>議決権行使ウェブサイト</b>にアクセスし賛否をご登録ください。</p> <p><b>議決権行使ウェブサイト</b> <a href="https://soukai.mizuho-tb.co.jp/">https://soukai.mizuho-tb.co.jp/</a></p>

- 代理人により議決権を行使される場合は、①委任した株主様の署名または記名捺印のある委任状及び ②委任した株主様の議決権行使書用紙またはその他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 書面による議決権の行使において、各議案に対して賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

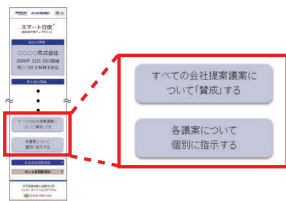
## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使が簡単に「スマート行使」 QRコードを読み取る方法「スマート行使」

#### 1. 議決権行使書用紙右下に記載の QRコードを読み取ってください。



#### 2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

#### 議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

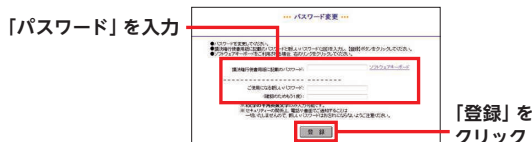
#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



#### 2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



#### 3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



#### 4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### お問い合わせ先について

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(年末年始を除く 午前9時～午後9時)

上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

 **0120-288-324**

(平日 午前9時～午後5時)

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取り扱いたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後削除するものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットに開示する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<新設>	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員し、新たに取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席回数	候補者属性	
1	いけだ えつや 池田 悦哉	代表取締役社長 社長執行役員	12/12回	再任	
2	ふくざわ ひでし 福澤 秀志	代表取締役 専務執行役員	社務全般社長補佐	12/12回	再任
3	みょうぼたけ まさみ 明畠 正実	取締役 常務執行役員	生産・技術本部長 兼多賀城工場長 環境保安・品質保証部管掌	12/12回	再任
4	かしわぎ のりひろ 柏崎 周弘	社外取締役	12/12回	再任 社外 独立	
5	いもと ひであき 井本 英昭	社外取締役	12/12回	再任 社外	
6	やました ゆたか 山下 豊	社外取締役	9/9回	再任 社外 独立	
7	すがや 菅谷とも子		一回	新任 社外 独立	

新任 新任取締役
 再任 再任候補者
 社外 社外役員
 独立 独立役員

1



いけだ えつや  
**池田 悦哉**

1958年11月15日生

**再任**

- 取締役会出席状況  
12回 / 12回 (100%)
- 所有する当社株式の数  
6,485株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 東洋曹達工業株式会社入社（現 東ソー株式会社）  
 2002年6月 同社広報室長  
 2009年6月 同社オレフィン事業部営業部長  
 2010年6月 同社理事オレフィン事業部長兼営業部長  
 2016年6月 同社上席執行役員南陽事業所副事業所長  
 2017年6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長  
 2018年6月 同社取締役上席執行役員石油化学セクター長兼ポリマー事業部長  
 2019年6月 同社取締役常務執行役員石油化学セクター長  
 2020年6月 当社代表取締役社長社長執行役員  
 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

他社において、長年にわたり経営に携わり、企業経営並びに業務全般にわたり高い知見を有しており、その豊富な経験を当社及び当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役候補者となりました。

2



ふくざわ ひでし  
**福澤 秀志**

1956年4月9日生

**再任**

- 取締役会出席状況  
12回 / 12回 (100%)
- 所有する当社株式の数  
7,688株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
 2001年10月 当社関東事業所長  
 2003年6月 当社酒田事業所長  
 2006年6月 当社関東事業所長兼新潟営業所長  
 2010年6月 当社執行役員関東事業所長兼新潟営業所長  
 2012年4月 当社執行役員東邦運送株式会社出向 代表取締役社長  
 2013年3月 当社執行役員管理本部副本部長  
 2013年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼監査室長  
 2016年6月 当社取締役執行役員経営企画・連結経営部長兼内部統制委員長兼コンプライアンス委員長  
 2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画・連結経営部長兼管理本部長  
 2018年6月 当社代表取締役常務執行役員経営企画・連結経営部長  
 2019年6月 当社代表取締役常務執行役員社務全般社長補佐  
 2020年6月 当社代表取締役専務執行役員社務全般社長補佐  
 現在に至る

#### 取締役候補者とした理由

当社事業所長、経営企画・連結経営部長並びに管理本部長を務めるなど、当社の業務全般にわたり高い知見を有するため、引き続き取締役候補者となりました。

3



みょうばたけ まさみ  
**明島 正実**

1959年1月26日生

**再任**

■ 取締役会出席状況

12回 / 12回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

3,780株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 日本酸素株式会社入社（現 大陽日酸株式会社）
- 2005年10月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンターソリューション統括部第一プロポーザル部長
- 2009年7月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター設計部長
- 2011年6月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント・エンジニアリングセンター製作部長
- 2012年6月 同社オンサイト・プラント事業本部プラント事業部プラント・エンジニアリングセンター副所長
- 2014年6月 同社執行役員Matheson Tri-Gas Inc. (米国) 出向 Executive Vice President
- 2018年5月 当社顧問
- 2018年6月 八戸液酸株式会社代表取締役社長（現）  
当社取締役常務執行役員生産・技術本部長兼多賀城工場長  
環境保安・品質保証部管掌  
現在に至る
- 2020年6月

取締役候補者とした理由

他社において、主にオンサイト・プラント関連の業務に従事し、プラントの管理等に高い知見を有するほか、海外事業会社の経営経験も有しており、引き続き取締役候補者となりました。

4



かしわざき のりひろ  
**柏寄 周弘**

1955年6月21日生

**再任** **社外** **独立**

■ 取締役会出席状況

12回 / 12回 (100%)

■ 所有する当社株式の数

1,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年11月 監査法人朝日会計社入社（現 有限責任あずさ監査法人）
- 1995年8月 同法人社員
- 2001年7月 同法人ヘルスケア部長
- 2006年6月 同法人代表社員
- 2013年6月 同法人退任
- 2013年7月 柏寄公認会計士・税理士事務所開設（現）
- 2016年6月 当社社外取締役  
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

公認会計士として、長年にわたり企業財務・会計の監査に携わり、その豊富な経験をもとに、専門的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

5



いもと ひであき  
**井本 英昭**

1968年3月4日生

**再任** **社外**

- 取締役会出席状況  
12回 / 12回 (100%)
- 所有する当社株式の数  
- 株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1990年4月 東ソー株式会社入社  
 1996年2月 同社経営管理室  
 2003年10月 同社有機化成品事業部企画開発室  
 2010年8月 同社化学品事業部企画管理室  
 2013年6月 同社化学品事業部ソーダ営業部課長  
 2016年6月 同社化学品事業部ソーダ営業部長  
 2020年6月 同社経営企画・連結経営部長（現）  
 当社取締役  
 現在に至る

**社外取締役候補者とした理由**

他社において、企画管理及び営業を経験し、その高い知見により、客観的・多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

6



やました ゆたか  
**山下 豊**

1954年9月29日生

**再任** **社外** **独立**

- 取締役会出席状況  
9回 / 9回 (100%)
- 所有する当社株式の数  
200株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1977年4月 小野田セメント株式会社入社（現 太平洋セメント株式会社）  
 2006年4月 同社経理部長  
 2009年5月 同社関西支店長  
 2011年4月 同社執行役員東京支店長  
 2013年3月 同社執行役員双龍洋灰工業株式会社会長  
 2016年9月 ティーシートレーディング株式会社取締役副社長  
 2017年6月 同社代表取締役社長  
 2020年6月 同社会長  
 2021年6月 同社相談役（現）  
 当社取締役  
 現在に至る

**社外取締役候補者とした理由**

他社において、広く業務全般に携わり高い知見を有するほか、豊富な企業経営の経験から、客観的・多角的な視点で、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

7



すがや  
**菅谷 とも子**

1961年9月30日生

**新任** **社外** **独立**

■ 取締役会出席状況

—

■ 所有する当社株式の数

— 株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 全日本空輸株式会社入社  
 2008年4月 同社札幌支店副支店長  
 2015年5月 同社執行役員札幌支店長 北海道地区担当  
 2016年4月 同社執行役員営業センター副センター長兼東京本店長 東地区担当  
 ANAセールス株式会社取締役副社長  
 2017年4月 全日本空輸株式会社上席執行役員営業センター副センター長  
 兼東京本店長 東地区担当  
 ANAセールス株式会社取締役副社長  
 2021年4月 ANAあぎんど株式会社取締役副社長  
 2022年4月 同社代表取締役社長  
 現在に至る

### 社外取締役候補者とした理由

他社において、豊富な営業経験により培われた高い知見と企業経営の経験から、客観的・多角的な視点で、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行えるものと判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柏崎周弘、井本英昭、山下豊、菅谷とも子の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柏崎周弘、井本英昭、山下豊、菅谷とも子の4氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、上述の業務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 取締役候補者のうち、柏崎周弘、山下豊の両氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定です。また、取締役候補者菅谷とも子氏につきましては、本議案が可決されることを前提とし、独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 柏崎周弘氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。  
 井本英昭氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
 山下豊氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
6. 取締役候補者井本英昭氏は、東ソー株式会社の経営企画・連結経営部長を兼務しており、同社は当社の大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。
7. 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約について  
 当社は現在、柏崎周弘、井本英昭、山下豊の3氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。3氏が再任された場合、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。なお、菅谷とも子氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定ではありません。
8. 当社は、取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により補償することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償の対象外とするなどの免責事由があります。取締役候補者菅谷とも子氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。

## ご参考<第2号議案が承認されたのちの経営体制（予定）>

当社では、取締役会での有効な討議ができる適切な員数の維持、取締役会としての機能発揮、多様性の確保および経験の透明性・健全性の観点から、取締役会メンバーを構成しています。取締役会メンバーは多様な価値観のもと、各々の知識、経験、能力を活かし補完し合うことが重要であり、当社の中長期戦略を推進するために必要なスキルと各メンバーの専門性・経験との対応関係を以下に示しています。

氏名	独立性 (社外のみ)	企業経営	財務・ ファイナンス	営業・ マーケティング	グローバル 経験	製造・技術・ 研究開発	IT・ システム	ESG・ サステナビリティ	人事・労務・ 人材開発
池田 悦哉		○	○	○			○	○	○
福澤 秀志		○	○	○				○	○
明畠 正実		○			○	○		○	○
柏寄 周弘 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○		○					○	○
井本 英昭 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>			○	○				○	
山下 豊 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○	○	○	○	○			○	○
菅谷とも子 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○	○	○	○				○	○
井上 英治 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○	○				○		○	○
藤田 篤弘 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○	○		○	○			○	
細井 靖 <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span>	○	○	○		○			○	
小峰 雅		○	○	○	○		○	○	○
飯塚 義浩		○		○				○	

(注) 上席執行役員は常時取締役会に出席し、議題に関する説明を行うことで、取締役会の実効性を向上させています。

以上

## I 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）が再拡大し依然として厳しい状況で推移いたしました。また、政府の各種政策の効果等により、経済活動が徐々に持ち直しの動きが見られますが、足許においてはウクライナ情勢の緊迫化に伴う原材料やエネルギー価格の高騰などの影響により、先行きは不透明な状況が続いております。

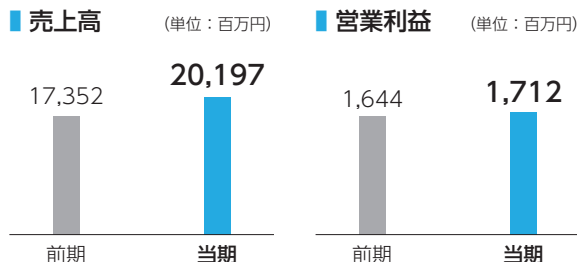
このような状況下、当社グループの連結業績の売上高は312億85百万円（前連結会計年度は298億26百万円）となり、営業利益は12億28百万円（前連結会計年度は11億89百万円）、経常利益は13億54百万円（前連結会計年度は12億90百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億23百万円（前連結会計年度は7億38百万円）となりました。

セグメント別業績の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

区 分	第87期 (2021年3月期)		第88期 (2022年3月期)		前連結会計年度比
	金額	構成比	金額	構成比	金額
ガ ス 関 連 事 業	百万円 17,352	% 58.2	百万円 20,197	% 64.5	百万円 2,844
器 具 器 材 関 連 事 業	9,698	32.5	8,974	28.7	△724
自 動 車 機 器 関 連 事 業	1,003	3.4	584	1.9	△419
製 氷 機 関 連 事 業	1,580	5.3	1,176	3.8	△404
そ の 他	189	0.6	353	1.1	163
合 計	29,826	100.0	31,285	100.0	1,459

## ガス関連事業

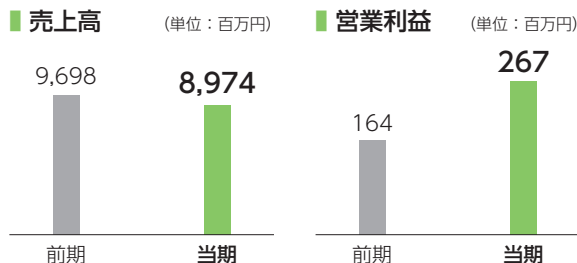


ガス関連事業の売上高は、201億97百万円（前連結会計年度は173億52百万円）となり、営業利益は17億12百万円（前連結会計年度は16億44百万円）となりました。

当部門の状況といたしましては、溶解アセチレンは圧接向けの需要が低調に推移しました。酸素は電炉・鉄鋼向け、窒素はエレクトロニクス向け、水素は石英加工向けの需要が増加しました。食品用ガスは感染症の影響を受けながらも外食産業の消費需要が回復し出荷量は増加、液化石油ガス及び石油類は期初からの輸入価格上昇の影響を大きく受け、売上高は増加となりました。

利益面におきましては、多賀城工場の大規模定期修理に加え、運搬費等の販売費及び一般管理費が増加しましたが、液化石油ガス等の価格転嫁を推し進めた結果、営業利益は増加となりました。

## 器具器材関連事業

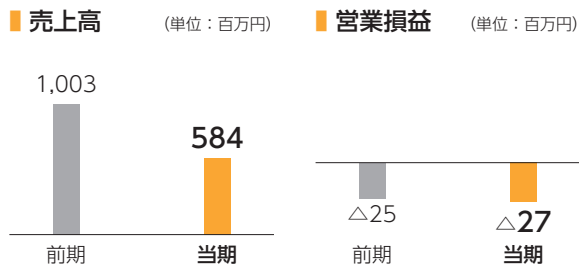


器具器材関連事業の売上高は、89億74百万円（前連結会計年度は96億98百万円）となり、営業利益は2億67百万円（前連結会計年度は1億64百万円）となりました。

当部門の状況といたしましては、溶接材料は自動車向けに需要が一部回復、また値上げが浸透したことを受け増加し、溶接切断器具は大型工作機械等の受注が増加しました。一方、溶接切断器具及び生活関連器具は収益認識会計基準等の適用に伴い代理人取引に係る収益認識の方法を変更したことにより売上高は減少しました。営業利益は売上総利益の増加並びに販売費及び一般管理費の減少により増加となりました。



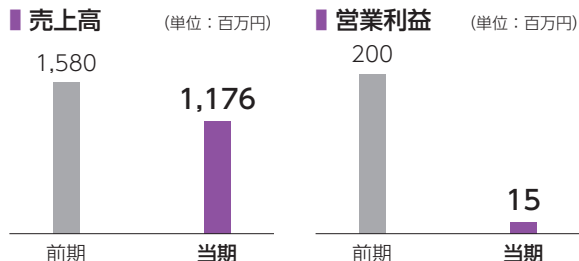
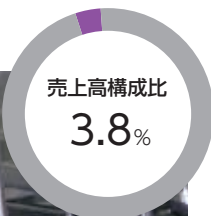
## 自動車機器関連事業



自動車機器関連事業の売上高は、5億84百万円（前連結会計年度は10億3百万円）となり、営業損失は27百万円（前連結会計年度は25百万円の営業損失）となりました。

当部門の状況といたしましては、感染症拡大の影響を受け、自動車部品メーカーの国内外の設備投資需要が減少し、また収益認識会計基準等の適用に伴い代理人取引に係る収益認識の方法を変更したこともあり売上高は減少し、固定費の削減にも努めましたが、需要の伸び悩みにより営業損失となりました。

## 製氷機関連事業

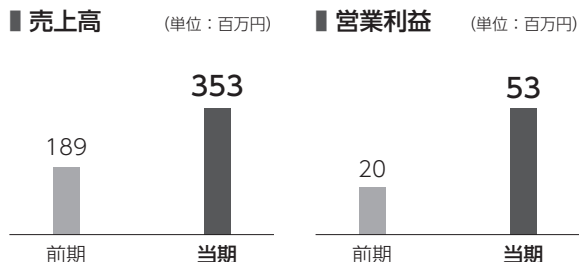


製氷機関連事業の売上高は、11億76百万円（前連結会計年度は15億80百万円）となり、営業利益は15百万円（前連結会計年度は2億円）となりました。

当部門の状況といたしましては、製氷・冷凍機械の需要は堅調に推移しましたが、収益認識会計基準等の適用に伴い工事契約に係る収益認識の方法を変更したことで、売上高は減少しました。

また、製氷・冷凍機械の保証工事等が発生したことで販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は減少となりました。

## その他



その他の事業部門の売上高は、3億53百万円（前連結会計年度は1億89百万円）となり、営業利益は53百万円（前連結会計年度は20百万円）となりました。

当部門の状況といたしましては、医療機器の販売が増加したことに加え、収益認識会計基準等の適用に伴い工事契約に係る収益認識の方法を変更したことで、売上高及び営業利益は増加となりました。

### 2. 設備投資の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は11億40百万円であります。その主なものは、ガス供給関連設備で10億97百万円であります。

### 3. 資金調達の状況

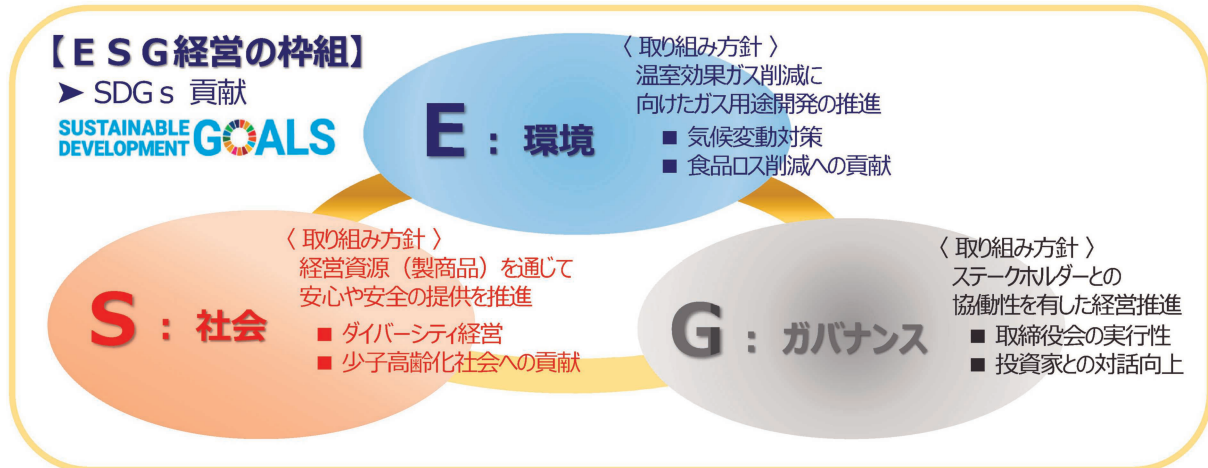
当連結会計年度の資金調達について、特記すべき事項はありません。なお、当連結会計年度末現在の借入金総額は34億8百万円で前連結会計年度末と比べ2億23百万円減少しております。

#### 4. 対処すべき課題

当社は、2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画を推進してまいりました。コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、当期純利益は未達で終了いたしました。会社損益の確保と健全な財務体質を維持し、安定配当を継続しました。また、事業基盤強化策として、東京拠点の拡充と広報・IR活動の強化、並びにダイバーシティ経営の確立に向けた制度設計についても着手しており、持続的な成長を確保してまいります。

今回の東京証券取引所の株式市場再編に伴い、当社は2022年4月より「プライム市場」に移行することとなりました。「プライム市場」の基準適合には一部未達のものもあり、この解消に向けた更なる会社の売上高・利益拡大を図るため2022年度から4カ年の新中期経営計画を策定いたしました。

経営方針として、「産業ガス及び関連する技術・機器等を通じ、経済的価値を創造するとともに、社会に貢献する」を掲げており、ESG経営を意識した事業戦略をベースに、社会課題の解決と当社成長とのシナジーを推進いたします。また2025年度の数値目標である、売上高400億円、経常利益25億円、当期純利益16億円の達成に向けて邁進してまいります。



## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第85期 (2019年3月期)	第86期 (2020年3月期)	第87期 (2021年3月期)	第88期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	36,564	33,561	29,826	31,285
経常利益 (百万円)	1,797	1,614	1,290	1,354
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,101	923	738	823
1株当たり当期純利益 (円)	157.73	132.16	105.73	118.72
総資産 (百万円)	31,637	29,413	29,527	30,271
純資産 (百万円)	15,881	16,463	16,920	17,561

## 6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東 邦 北 海 道 株 式 会 社	千円 40,000	% 100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 福 島 株 式 会 社	84,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 岩 手 株 式 会 社	80,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 邦 新 潟 株 式 会 社	55,000	100.00	各種高圧ガス、器具器材の販売
株 式 会 社 タ ガ ワ	35,000	100.00	製氷・冷凍機器の販売
荘 内 ガ ス 株 式 会 社	84,000	93.88	各種高圧ガス、器具器材の販売
太 平 熔 材 株 式 会 社	45,000	88.56	各種高圧ガス、器具器材の販売
東 ホ 一 株 式 会 社	88,750	78.49	各種高圧ガス、器具器材の販売 自動車機器の販売
株 式 会 社 東 酸	75,000	57.61	各種高圧ガス、器具器材の販売

(注) 荘内ガス株式会社、太平熔材株式会社、株式会社東酸における当社の議決権比率には、間接所有の議決権を含んでおります。

## 7. 主要な事業内容

当社グループは、各種高圧ガスの製造・販売、高圧ガス用器具器材及び自動車機器の仕入販売等を主要な事業としております。

## 8. 主要拠点等

### (1) 当社の主要拠点

名称	所在地	名称	所在地
本社	宮城県多賀城市	秋田・酒田営業所	
東京事務所	東京都中央区	秋田事務所	秋田県秋田市
大阪事務所	大阪府大阪市	酒田事務所	山形県酒田市
八戸事業所	青森県八戸市	郡山営業所	福島県郡山市
仙台事業所	宮城県多賀城市	関東営業所	千葉県白井市
札幌営業所	北海道札幌市	新潟営業所	新潟県新潟市

### (2) 主な子会社の主要拠点

名称	所在地
東邦北海道株式会社	北海道札幌市
東邦福島株式会社	福島県郡山市
東邦岩手株式会社	岩手県紫波郡矢巾町
東邦新潟株式会社	新潟県新潟市
株式会社タガワ	千葉県香取市
荘内ガス株式会社	山形県酒田市
太平熔材株式会社	秋田県秋田市
東ホ一株式会社	神奈川県大和市
株式会社東酸	青森県青森市



## 9. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ガス関連事業	535名	12名減
器具器材関連事業	136名	5名減
自動車機器関連事業	8名	1名減
氷機関連事業	28名	3名減
その他の事業	9名	1名減
管理部門	62名	2名増
合計	778名	19名減

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131名	11名増	42.2歳	16.0年

(注) 上記の従業員の中には、出向社員（9名）、臨時雇員（1名）及び嘱託（12名）は含まれておりません。

## 10. 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	850
農林中央金庫	625
三井住友信託銀行株式会社	525
株式会社商工組合中央金庫	475

百万円

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 16,000,000株
2. 発行済株式の総数 6,948,825株  
(自己株式 55,175株を除く)
3. 当事業年度末の株主数 7,802名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東ソー株式会社	1,713,600 <sup>株</sup>	24.66 <sup>%</sup>
日本酸素ホールディングス株式会社	690,000	9.93
丸紅株式会社	440,000	6.33
光通信株式会社	394,500	5.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	337,600	4.86
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチュニティズ ファンド	158,100	2.28
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	148,960	2.14
株式会社みずほ銀行	103,800	1.49
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	90,300	1.30
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	70,200	1.01

(注) 1. 当社は、自己株式 55,175 株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 4,500株	3名
上席執行役員	普通株式 1,400株	2名

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田悦哉	代表取締役社長 (社長執行役員)	
福澤秀志	代表取締役 (専務執行役員) (社務全般社長補佐)	
明畠正実	取締役 (常務執行役員) (生産・技術本部長) (多賀城工場長) (環境保安・品質保証部管掌)	八戸液酸株式会社代表取締役社長
柏寄周弘	取締役	柏寄公認会計士・税理士事務所所長
井本英昭	取締役	東ソー株式会社経営企画・連結経営部長
山下豊※	取締役	ティーシートレーディング株式会社相談役
井上英治	常勤監査役	
藤田篤弘	常勤監査役	
細井靖	監査役	有限会社ロッキングホース代表補佐

- (注) 1. ※は2021年6月28日に新たに就任した取締役を示します。  
 2. 山本泰夫氏は、2021年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。  
 3. 堀田哲久氏は、2021年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任いたしました。  
 4. 取締役柏寄周弘、井本英昭、山下豊の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 5. 監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 6. 取締役柏寄周弘、山下豊、監査役井上英治、藤田篤弘、細井靖の5氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。  
 7. 監査役細井靖氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として負担する契約を締結しております。

#### 3. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

##### (1) 被保険者の範囲

当社は、取締役、監査役及び執行役員全員と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。



## (2) 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。

但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の業務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

保険料については全額当社が負担しております。

## 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### (1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	98,751 (9,000)	69,930 (9,000)	22,700 (-)	6,121 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	27,240 (27,240)	27,240 (27,240)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計	125,991	97,170	22,700	6,121	11名

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記業績連動報酬は、役員賞与であります。  
 3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会において年額130,000千円以内（うち、社外取締役15,000千円以内。但し使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第86回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権総額を年額16,000千円以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

当社監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第79回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）について指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会において決定方針を決議いたしました。

#### ②当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上を目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、独立性・中立性確保の観点から、基本報酬のみとする。

#### a.基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、個々の職位、職責等に応じて、当社の業績、他社水準、社会情勢等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### b.業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、原則としてその支給総額を当期の配当金支払総額の一定割合以内とした上で当期の業績を勘案し、個々の職位、職責の重みを考慮して決められるものとし、金銭により、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。

当社は、株主への利益還元を最重要政策の一つとして位置づけ、利益還元を表わす指標である配当金支払総額を業績指標としており、当期配当金支払総額は3億47百万円であります。

c.非金銭報酬の内容、その額又は算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、個々の職位、職責、株価等を踏まえて決定する。

③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員からの審議・答申を尊重して、取締役の個人別の内容を決定する。但し、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定める。また、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 取締役 柏寄周弘

#### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

柏寄公認会計士・税理士事務所の所長を兼任しております。柏寄公認会計士・税理士事務所と当社とは特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動内容

柏寄周弘氏は、12回開催の取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

### (2) 取締役 井本英昭

#### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

東ソー株式会社の経営企画・連結経営部長を兼任しております。東ソー株式会社は大株主であるとともに、当社との間で経常的な営業取引関係があります。

#### ②当事業年度における主な活動内容

井本英昭氏は、他社における長年の事業部における企画管理及び豊富な営業経験により、幅広い知見を有しております。同氏は12回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

### (3) 取締役 山下豊

#### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

ティーシートレーディング株式会社の相談役を兼任しております。ティーシートレーディング株式会社と当社とは特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動内容

山下豊氏は、他社における企業経営に携わり、経理及び営業に関して豊富な業務経験など幅広い知見を有しております。同氏は2021年6月28日取締役就任後9回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜発言を行い、その職務を適正に執行しております。

#### (4) 監査役 井上英治

##### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

##### ②当事業年度における主な活動内容

井上英治氏は、他社における企業経営に関する豊富な経験と製造・技術に関して深い見識を有しております。同氏は12回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (5) 監査役 藤田篤弘

##### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

##### ②当事業年度における主な活動内容

藤田篤弘氏は、他社において監査室長を経験されており、監査業務をはじめ企業経営に関して幅広い見識と豊富な経験を有しております。同氏は12回開催の取締役会の全てに出席し、上記知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (6) 監査役 細井靖

##### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

有限会社ロッキングホースの代表補佐を兼任しております。有限会社ロッキングホースと当社とは特別の関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動内容

細井靖氏は、当社の取引金融機関（株式会社みずほ銀行）の出身者であり、同行における長年の経験と金融の専門分野において幅広い知見を有しております。同氏は12回開催の取締役会の全てに出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき適宜質問を行い、意見を表明するなど、監査機能を十分に発揮しました。また、13回開催の監査役会においても全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社の会計監査人としての報酬の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

43,000千円

#### ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために業務契約を締結しております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、体制を整備し、社会情勢、経営環境の変化に応じ適宜見直しを行ってまいります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役・使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、コンプライアンスに係る規程を制定し、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、社内教育を含めた全社横断的な取組みを行う。
  - ・内部通報制度を設け、常にその実効性の確保に努める。
  - ・監査部門がコンプライアンスの実践状況につき、監査を行う。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に従い、適切な保存及び管理を行う。
  - ・取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを横断的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
  - ・内部監査部門が各部署毎のリスク管理状況を監査する。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - ・日常の業務遂行に際しては、社内規則の規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

- (5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求める。
  - ・子会社の管理運営に関する規程を制定し、その適正な運用を図る。
  - ・グループ各社から、定期的又は適宜に事業運営に係る報告を求め、管理を行うとともに、グループ各社に取締役や監査役を派遣して、グループ各社におけるリスク管理及び効率的な業務執行のための助言・指導を行う。
  - ・東邦アセチレングループとしてのコンプライアンスに係る行動指針を定め、これを周知する。
  - ・監査役及び監査部門がグループ各社に対して監査を行う。
- (6) 監査役がその補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性、監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
  - ・監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は監査役に対して、職務の執行状況等について取締役会等を通じ適宜適切に報告するものとし、重要な決裁書類等は回付するものとする。
  - ・監査役からの求めに応じて、定期的又は適宜に必要な報告を行う。
  - ・監査役を内部通報制度における通報先のひとつとする。内部通報制度の通報者が、通報したことを理由に不利益な扱いを受けないよう、規程に定める。
- (8) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- ・子会社から受けた事業運営に係る報告については、適宜監査役に報告する。
  - ・子会社の取締役等に対し、適宜当社の監査役に報告するよう要請する。
  - ・内部通報制度においては、グループ各社に係る通報及びグループ各社からの通報も受付けるものとする。



- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項・監査役は職務の執行上必要と認める費用又は債務の処理について、会社に請求することができるものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ・ 監査役会に対して、専門性の高い法務・会計事項については、専門家に相談できる機会を保证する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に見直しや検討を行っており、取締役会にその内容を報告しております。また、判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### コンプライアンスに対する取組みの状況

「コンプライアンス委員会」を開催し、コンプライアンス体制の見直しの検討や、内部通報制度の利用状況等の重要確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

社内掲示板においてはコンプライアンスの重要性に関する内容を「コンプライアンスニュース」として月1回程度の掲示を行い、コンプライアンス体制の充実に繋げるため、当社多賀城地区においてコンプライアンス講習会の開催、また連結子会社を含めたコンプライアンス教育研修ツールの活用など、コンプライアンス意識の向上に取組みました。

### 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当社及び子会社に関する重要事項については、執行役員会等の審議を経て取締役会において決議又は報告をしております。当事業年度において執行役員会等は16回開催し、また取締役会は12回開催しており、各議案又は報告事項についての、審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

### 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社の事業遂行上、様々なリスク要因が存在しますが、日常業務においては「リスク管理規程」に基づき適切に対処しております。また、潜在リスクの洗い出しやリスクの影響評価、対応策について、「リスク管理委員会」において継続的に分析、審議を行い経営に上申しています。

### 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、毎月の月次決算報告の中で、現状及び解決すべき課題とその対処方法を含めた報告を受けております。また、連結子会社の内部監査においては、当事業年度は13社20拠点実施いたしました。

### 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されています。監査役会は13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、社長と経営課題に関する意見交換のほか、常勤監査役と会計監査人との意見交換会を5回行っており、その全てに監査室も出席し、内部統制監査に対する意見交換も行っております。

### 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除に努め、不当な要求に対しても断固として拒否するとともに、次のような取組みを行っております。

当社グループの倫理規範である「東邦アセチレングループコンプライアンス行動指針」に反社会的勢力に対する行動基準を示し、社内各部門のコンプライアンス職場研修を通じて、その内容を全員に周知徹底しています。

当社は、「宮城県特殊暴力対策連絡協議会」、「宮城県暴力団追放推進センター」に加入し、各種会議等に出席することにより、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

また、総務・人事部を対応統括部署として、事案の発生時には警察当局、顧問弁護士等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制を構築しています。

### 4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び今後の事業展開への備えとして、安全確保と品質保証の充実に向けた製造設備等への投資に向けることとし、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

利益の配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけており、当社を取り巻く環境の変化、業績及び財務状況を総合的に勘案して、配当政策を決定することを基本方針としております。

配当につきましては、期末配当金は、1株当たり30円とさせていただきます。これにより、実施済みの中間配当金と合わせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき50円となります。なお、期末配当金の支払開始日は2022年6月6日といたしました。

### 5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」「リスク管理」「コンプライアンス」「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持した上で、迅速・果断な意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」としております。

# 連結計算書類〔自 2021年4月1日 至 2022年3月31日〕

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,978,428</b>
現金及び預金	8,329,442
受取手形	1,133,077
売掛金	5,013,077
契約資産	262,872
電子記録債権	1,858,999
商品及び製品	1,024,008
仕掛品	8,697
原材料及び貯蔵品	123,703
その他	241,617
貸倒引当金	△17,070
<b>固定資産</b>	<b>12,293,204</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>10,067,695</b>
建物及び構築物	3,394,318
機械装置及び運搬具	767,324
土地	5,572,578
リース資産	184,336
建設仮勘定	24,519
その他	124,617
<b>無形固定資産</b>	<b>195,055</b>
借地権	30,464
その他	164,590
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,030,453</b>
投資有価証券	1,097,898
長期貸付金	1,816
繰延税金資産	573,679
その他	389,639
貸倒引当金	△32,580
<b>資産合計</b>	<b>30,271,632</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>10,605,299</b>
支払手形及び買掛金	4,908,297
電子記録債務	675,587
短期借入金	3,230,000
1年内返済予定の長期借入金	121,792
リース債務	70,387
未払法人税等	311,374
契約負債	24,222
賞与引当金	382,304
役員賞与引当金	18,994
その他	862,340
<b>固定負債</b>	<b>2,104,790</b>
長期借入金	56,968
リース債務	125,448
役員退職慰労引当金	419,617
退職給付に係る負債	1,359,147
資産除去債務	5,976
その他	137,632
<b>負債合計</b>	<b>12,710,090</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,824,573</b>
資本金	2,261,000
資本剰余金	1,122,978
利益剰余金	12,524,008
自己株式	△83,413
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,011</b>
その他有価証券評価差額金	1,011
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,735,956</b>
<b>純資産合計</b>	<b>17,561,541</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>30,271,632</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,285,753
売上原価	21,685,823
<b>売上総利益</b>	<b>9,599,929</b>
販売費及び一般管理費	8,371,730
<b>営業利益</b>	<b>1,228,198</b>
営業外収益	
受取利息及び配当金	19,249
賃借料	86,334
持分法による投資利益	3,441
その他	82,880
	191,906
営業外費用	
支払利息	31,355
賃借料	28,306
その他	5,748
	65,410
<b>経常利益</b>	<b>1,354,695</b>
特別利益	
固定資産売却益	77,130
投資有価証券売却益	22,025
	99,155
特別損失	
固定資産除売却損失	25,669
減損損失	15,096
投資有価証券評価損失	11,316
災害による損失	3,010
	55,092
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>1,398,758</b>
法人税、住民税及び事業税	528,095
法人税等調整額	△37,288
	490,807
<b>当期純利益</b>	<b>907,951</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	84,326
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>823,624</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,261,000	1,124,362	11,886,183	△91,720	15,179,825
会計方針の変更による累積的影響額			126,755		126,755
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,261,000	1,124,362	12,012,938	△91,720	15,306,581
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△312,554		△312,554
親会社株主に帰属する当期純利益			823,624		823,624
自 己 株 式 の 取 得				△181	△181
自 己 株 式 の 処 分		△1,384		8,487	7,103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,384	511,069	8,306	517,992
当 期 末 残 高	2,261,000	1,122,978	12,524,008	△83,413	15,824,573

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	64,680	64,680	1,675,723	16,920,229
会計方針の変更による累積的影響額				126,755
会計方針の変更を反映した当期首残高	64,680	64,680	1,675,723	17,046,985
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△312,554
親会社株主に帰属する当期純利益				823,624
自 己 株 式 の 取 得				△181
自 己 株 式 の 処 分				7,103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△63,668	△63,668	60,232	△3,435
当 期 変 動 額 合 計	△63,668	△63,668	60,232	514,556
当 期 末 残 高	1,011	1,011	1,735,956	17,561,541

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類〔自 2021年4月1日 至 2022年3月31日〕

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,526,928</b>
現金及び預金	2,864,541
受取手形	137,621
電子記録債権	1,488,472
売掛金	4,609,406
契約資産	90,870
商品及び製品	221,461
仕掛品	546
貯蔵品	38,682
未収入金	14,968
未払消費税	6,096
その他の	54,886
貸倒引当金	△625
<b>固定資産</b>	<b>6,363,715</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,830,114</b>
建物	924,347
構築物	201,108
機械及び装置	156,563
容器器	3,029
土地	3,498,442
その他	46,622
<b>無形固定資産</b>	<b>46,005</b>
借地権	25,386
その他	20,619
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,487,595</b>
投資有価証券	174,318
関係会社株式	946,607
出資金	20,730
関係会社出資金	4,600
長期預け金	78,277
長期前払費用	17,875
繰延税金資産	246,437
貸倒引当金	△1,250
<b>資産合計</b>	<b>15,890,643</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>7,761,978</b>
支払手形	65,277
買掛金	3,009,180
電子記録債務	366,199
短期借入金	3,100,000
1年内返済予定の長期借入金	112,000
未払金	234,978
未払費用	88,843
未払法人税等	161,419
預り金	508,492
賞与引当金	112,087
その他	3,500
<b>固定負債</b>	<b>742,771</b>
長期借入金	48,000
退職給付引当金	638,571
資産除去債務	5,976
その他	50,223
<b>負債合計</b>	<b>8,504,750</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>7,375,885</b>
資本金	2,261,000
資本剰余金	888,517
資本準備金	885,000
その他資本剰余金	3,517
<b>利益剰余金</b>	<b>4,305,725</b>
その他利益剰余金	4,305,725
繰越利益剰余金	4,305,725
<b>自己株式</b>	<b>△79,357</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>10,008</b>
その他有価証券評価差額金	10,008
<b>純資産合計</b>	<b>7,385,893</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>15,890,643</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,363,611
売 上 原 価	11,076,312
<b>売 上 総 利 益</b>	<b>3,287,299</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,809,463
<b>営 業 利 益</b>	<b>477,835</b>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	151,791
賃 貸 料	206,333
そ の 他	73,952
	432,077
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32,367
賃 貸 費 用	65,597
そ の 他	19
	97,984
<b>経 常 利 益</b>	<b>811,927</b>
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,267
減 損 損 失	869
投 資 有 価 証 券 評 価 損	11,316
関 係 会 社 株 式 評 価 損	327
災 害 に よ る 損 失	3,010
	16,790
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>795,137</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,000
法 人 税 等 調 整 額	△3,904
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>575,041</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,261,000	885,000	4,901	889,901	4,043,237	4,043,237
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△312,554	△312,554
当 期 純 利 益					575,041	575,041
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			△1,384	△1,384		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,384	△1,384	262,487	262,487
当 期 末 残 高	2,261,000	885,000	3,517	888,517	4,305,725	4,305,725

項目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△87,663	7,106,475	7,193	7,193	7,113,669
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△312,554			△312,554
当 期 純 利 益		575,041			575,041
自 己 株 式 の 取 得	△181	△181			△181
自 己 株 式 の 処 分	8,487	7,103			7,103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,814	2,814	2,814
当 期 変 動 額 合 計	8,306	269,409	2,814	2,814	272,223
当 期 末 残 高	△79,357	7,375,885	10,008	10,008	7,385,893

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東邦アセチレン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

公認会計士 神 宮 厚 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 成 田 孝 行

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦アセチレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその付属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東邦アセチレン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

仙台事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 神 宮 厚 彦

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 成 田 孝 行

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦アセチレン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

### 東邦アセチレン株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 井 上 英 治 ㊟  
常勤監査役 (社外監査役) 藤 田 篤 弘 ㊟  
監 査 役 (社外監査役) 細 井 靖 ㊟

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場

宮城県仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台4階「千代」  
電話 (022) 268-2525

会場付近略図



交 通

JR仙台駅から徒歩約1分  
(ご来場の際は、公共交通機関等をご利用願います。)

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。